

○和光市図書館資料の賠償に関する要綱

平成27年3月26日

教委告示第6号

改正 平成31年4月1日教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市図書館管理運営規則（平成4年教委規則第2号。以下「規則」という。）第5条に規定する図書館資料の賠償（以下「賠償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(賠償の対象)

第3条 賠償の対象となる図書館資料は、紛失したもの及び別表第1の左欄に掲げる図書館資料の種類に応じ、同表の中欄に掲げる毀損の状態のいずれかに該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次のいずれかに該当する図書館資料を賠償の対象としないことができる。

- (1) 寄贈又は寄託されたもの
- (2) 修復が容易かつ可能なもの（修復に過大な費用を要するものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が認めたもの

(賠償の方法等)

第4条 賠償の方法は、紛失し、又は毀損した図書館資料と同一の資料（未使用のものに限る。）を図書館に提供することとする。ただし、紛失し、又は毀損した図書館資料が絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な場合その他教育委員会が特に認めた場合は、金銭の納付により行うことができる。

2 前項ただし書の金銭の額は、紛失し、又は毀損した図書館資料の定価（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第23条第4項の再販売価格（同条第1項に規定する再販売価格をいう。）をいう。以下同じ。）の額に別表

第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算出率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、定価に含まれる消費税額については、第6条の規定による届出があった日の税率を適用して計算する。

（紛失等の届出）

第5条 図書館資料を紛失し、又は毀損した者は、図書館資料（紛失・毀損）届出書（様式第1号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（賠償の通知）

第6条 教育委員会は、前条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、賠償の必要があると認めるときは、図書館資料賠償通知書（様式第2号）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

（受領書の交付）

第7条 教育委員会は、賠償を受けたときは、図書館資料賠償受領書（様式第3号）を当該賠償を行った者に交付するものとする。

（館外利用の制限）

第8条 教育委員会は、第6条の規定による通知を受けた者が当該通知で指定された期限までに賠償をしないときは、その賠償をするまでの間、規則第8条第6項（規則第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により図書館資料の館外利用を禁ずることができる。

（賠償の免除）

第9条 教育委員会は、図書館資料を紛失し、又は毀損した者が次のいずれかに該当する場合は、賠償を免除することができる。

- （1） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により図書館資料を紛失し、又は毀損した場合
- （2） 盗難その他の事故等より図書館資料を紛失し、又は毀損した場合
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(和光市図書館資料損害賠償に関する要綱の廃止)

2 和光市図書館資料損害賠償に関する要綱（平成3年教委要綱）は、廃止する。

附 則（平成31年教委告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

図書館資料の種類	毀損の状態	状態の説明
図書資料	水ぬれ・飲食物等の染み	(1) 水ぬれ等により、ページに歪み、又は波打ちが生じた場合 (2) お茶、コーヒーその他の飲食物により染みなどの汚れが生じた場合 (3) 飲食物やテープ、のり等の付着によりページが接着した場合、又は接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 (4) かびが発生した場合
	資料の一部の汚損・破損・亡失	(1) 破れ、切り取り、ページの欠損等が生じた場合 (2) たばこ等による焦げ跡が残った場合
	書き込み	(1) マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー等消すことが困難な筆記用具による書き込みがある場合
	かみ跡	(1) かみ跡又はかみ傷が生じた場合

68	12 資料編	
	(5) 条例・規則・要綱等 「和光市図書館資料の賠償に関する要綱」	

	異物の挟み込み等	(1) 毛髪等衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合
	その他	(1) その他、利用できない状態となった場合
視聴覚資料	再生機器で再生できない	(1) 傷等により、再生機器で再生できない状態になった場合 (2) 傷等により、再生の際に再生機器の故障が生じるおそれがある場合

別表第2 (第4条関係)

区分		算出率
紛失し、又は毀損した図書館資料が絶版 その他これに準ずる理由により一般に入 手することが困難な 場合	取得後年数が1年未満のもの	1. 000
	取得後年数が1年以上2年未満のもの	0. 500
	取得後年数が2年以上3年未満のもの	0. 333
	取得後年数が3年以上4年未満のもの	0. 250
	取得後年数が4年以上5年未満のもの	0. 200
	取得後年数が5年以上のもの	0. 100
その他教育委員会が特に認めた場合		1. 000

備考 取得後年数は、図書館に図書館資料が納入、寄贈又は寄託された日から起算して計算する。